

CORPORATE  
& TAX GLOBAL  
UPDATE

## Newsletter

29 November 2019

Corporate & Tax Global Update  
ニュースレター Vol. 40「BRI Beyond 2020」発行  
(英文)のお知らせ

この度、ペーカーマッケンジー企画によるエコノミスト・コーポレート・ネットワーク (ECN) 独自レポート「BRI Beyond 2020」が発行されました。

中国が主導する広域経済圏構想「Belt and Road Initiative (BRI) 一帯一路」とは、今後数十年かけて、道路、港湾、発電所、パイプライン、通信設備などのインフラ投資を皮切りに、金融、製造、電子商取引、貿易、テクノロジーなど各種アウトバウンド投資を積極的に進め、当該経済圏における産業活性化および高度化を図っていくプログラム。インフラ投資計画としては史上最大規模となります。

BRIの展望は？関連する産業は？注意点は？グローバル企業にとって考察すべき点などを本レポートにて収録されておりますので是非ご一読ください。

本ガイド(無料)をご希望の方は[こちら](#)にてご連絡ください。



## はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ペーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 40 となる本号では、改正外為法の成立、会社法改正法案、オランダのスタートアップ企業に対するビザ発給要件及び賃金税の緩和等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

## 目次

## 1. 日本

日本：会社法改正法案、株主提案権の目的等による制限に関する条項案を削除し、衆議院で可決

日本：改正外為法の成立

## 2. アジア

インドネシア：インドネシア語使用に関する施行規則制定に伴う契約の新たな締結方式

インドネシア：フランチャイズに関する新規則

タイ：2019年税務アップデート

## 3. 豪州

オーストラリア：2019年オーストラリア税務の最新動向

## 4. 米州

米国：米カリフォルニア州、消費者プライバシー法（通称 CCPA）執行規則案を公表

## 5. 欧州

オランダ：スタートアップ企業に対するビザ発給要件及び賃金税の緩和

## 1. 日本

### 会社法改正法案、株主提案権の目的等による制限に関する条項案を削除し、衆議院で可決

2019年11月26日、衆議院は、内閣が提出した会社法の一部を改正する法律案を修正議決した。参議院に同日送付され、今国会での成立を目指す。

今般の会社法改正法案は、2019年1月16日、法務省の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において決定された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」に基づき、2019年10月18日に閣議決定され、第200回国会（臨時会）に提出された。

衆議院法務委員会の審査において、政府案における、会社法第304条但書に定める株主の議案提案権の制限事由として、①専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的である場合、②株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合を追加する改正部分が削除された。これらの制限事由の判断基準が必ずしも明らかではなく、企業側が恣意的に株主の議案提案権を制限することに懸念が示されたためである。

上記の株主の議案提案権の目的等による制限を削除する点を除き、政府原案の会社法改正法案が衆議院で可決されている。今回の改正内容には、①株主総会資料の電子提供制度、②株主提案権における議案の数の制限、③取締役の報酬等に関する規律、④役員等のための補償契約・役員等賠償責任保険契約、⑤業務執行の社外取締役への委託、⑥社外取締役の設置義務、⑦株式交付制度の導入、⑧社債管理制度の整備等を含む、株主総会及び取締役の職務執行の適正化にかかるガバナンス及び株式交付制度の導入によるM&Aにおける重要な改正を含む。主要な改正点の概要については、[本ニューズレターVol. 30](#)を参照されたい。

会社法改正法は、公布の日から1年6月以内に施行される。ただし、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店の所在地における登記の廃止は、公布の日から3年6月以内に施行される。

[最初のページに戻る](#)

### 改正外為法の成立

2019年11月22日、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（以下、「改正外為法」）が参議院で可決され、成立した。改正外為法は公布の日から6か月以内の施行が予定されている。

改正外為法は、「健全な対内直接投資を一層促進する観点から事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象を見直す」ことを意図したものであると説明されているが、事前届出の対象とされる外国投資家による上場企業の株式取得の基準を、改正前の10%から1%に引き下げる点については、改正の概要が公表された時点から、海外投資家による日本企業への投資に対する大きな制約であるとして、市場関係者から多くの懸念が表明された。現時点までの財務省の説明によれば、経営に関与する意図がない海外投資家による株式取得や外資系証券会社による自己勘定取引等については、新たに導入される除外制度が適用される方針とされているが、その詳細については今後制定される政令・告示を待つ必要がある。以下、市場関係者の関心が高い主な改正項目を概観する。

## 対内直接投資等の定義の見直し

従来は、外国投資家による上場会社等の株式の取得において事前届出が必要とされるのは、一定の業種の上場会社等に関し発行済総株式数の10%以上を所有等することとなる場合とされていたが、改正法により当該基準が1%に引き下げられた。また、事前届出の対象となりうる対内直接投資等の定義に、以下が追加された。

- 上場会社等の議決権の取得により、総議決権の1%以上を保有することとなる場合
- 会社の経営に重要な影響を与える事項について行う同意（上場会社については、総議決権の1%以上を保有する場合に限る）
- 居住者（法人）からの事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継

## 事前届出免除制度の導入

他方で、事前届出の対象とされた対内直接投資等に関し、一定の場合に事前届出を要しないこととする免除制度が創設された。免除制度の適用を受けるためには、以下の三点を満たす必要がある。

- 当該外国投資家が、外為法、外為法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したもの、その他の外為法の基づく事前審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものに該当しない
- 「国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるもの」に該当しない
- 当該対内直接投資等が「国の安全等に係る対内直接投資等」に該当しないための基準（以下、「本基準」）を遵守する

免除制度の適用を受ける外国投資家が本基準に違反する場合、当該基準を遵守するために必要な措置をとるよう勧告することができ、当該勧告に従わなかった場合、外国投資家に対して勧告に係る措置をとるよう命ずることができるとされる。また、外国投資家が、当該命令に違反し、当該対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当する場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聴いたうえ、当該株式等の全部又は一部の処分その他の必要な措置を命ずることができるとされている。

なお、事前届出の対象となる非上場会社等の株式の取得（特定取得）についても、上場会社の場合と同様の免除制度が導入されている。

## 外国投資家の定義の見直し

民法上の組合、投資事業有限責任組合等であって、非居住者である個人等による出資の金額が出資金総額の50%以上に相当するもの、及び非居住者である個人等が当該組合等の業務執行組合員の過半数を占めるものが、新たに「外国投資家」の定義に追加された。

## 外務省公表資料による説明

事前届出の免除制度の適用範囲については、2019年10月18日付の財務省公表の資料において具体的な内容が説明されている。まず、上述の免除制度適用の要件の一点目（免除制度の対象となる外国投資家）に関しては、「過去に外為法違反で処分を受けた者」、「国有企業等」が免除制度の対象外となると説明されている。また、二点目の「国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいもの」に関しては、指定業種のうち、国の安全等を損なうおそれが大きいものにつき「武器製造、原子力」、「電力、通信」が

主要例として列挙されている。さらに、三点目の届出免除を受ける投資家が守るべき基準については、「外国投資家が自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと」、「重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと」、「国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと」の3点が示されている。

また、「外国証券会社が自己勘定で行う取引」、「外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う取引」について、いずれも、対象銘柄に関わらず事前届出が免除される旨を明確にしている。

## 今後の対応

財務省による説明にも関わらず、今回の改正が、海外投資家による日本への投資を減少させかねないとの懸念は根強い。今回の改正外為法の条文やこれまでに公表されている財務省の説明資料からでは、免除制度の詳細はいまだ不明確であるといわざるを得ず、政令・告示による、明確かつ十分な制度設計が望まれる。本改正の影響を受けうる市場関係者は、引き続き今後の政令・告示の制定作業を注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 2. アジア

### インドネシア

#### インドネシア語使用に関する施行規則制定に伴う契約の新たな締結方式

2019年9月30日、2019年インドネシア語の使用に関する大統領規則第63号（以下、「PR63」）が、2009年国旗、言語、記章及び国家に関する法律第24号（以下、「法律第24号」）の施行規則として交付された。PR63に経過措置期間はなく、2019年9月30日以降に締結されたすべての契約が影響を受けうる。

PR63の交付以前、外国当事者が関与した契約に関する一般的慣行は、(1)外国当事者の母国語（以下、「外国語」）又は英語で契約を交渉、締結し、(2)外国語又は英語版の契約書の発効日から有効になるインドネシア語版契約書をその後直ちに作成、締結し、(3)外国語又は英語版の契約書を優先する準拠言語の契約書とすることであった。

しかし、PR63の交付により、今後締結される契約書については、バイリンガル形式（又は対応するインドネシア語版契約書を締結するその他の形式）による必要があることが明確となった。法律第24号と同様に、PR63は、不遵守に対する制裁を規定しておらず、この点は裁判所による更なる解釈又は判断に任せられることになる。PR63ではインドネシア語版の作成が義務付けられていることから、PR63の不遵守は契約違反を構成し、その結果、契約は無効と判断されるおそれも否定できない。

以下では、PR63のポイントのいくつかについて詳述する。

#### 覚書（MOU）及び契約書について

PR63に基づき、以下の2つの状況設定が考えられる。

1. 当事者がすべてインドネシアの事業体である場合

覚書（MOU）及び契約書はインドネシア語で締結されることが義務付けられている。外国投資企業（PMA）は、インドネシア有限責任会社（PT）の形態をとることを考慮すると、PMAはインドネシアの民間事業体に該当すると解される可能性があり、インドネシア語を理解しているものとみなされ、本義務が適用されるものと解釈され得る。

全ての当事者がインドネシアの事業体である場合に、バイリンガル形式で作成することができるか否かについては、PR63は規定がないものの、バイリンガル形式の契約の締結は可能と考える。バイリンガル形式の契約又はインドネシア語以外の言語の契約を追加で締結する場合には、準拠言語はインドネシア語とする必要があると考えられる。

## 2. 外国当事者が関与している場合

PR63は、インドネシア語以外の言語による契約は、当事者の共通理解を確保するためのインドネシア語による契約の同等物又は翻訳である旨を規定している。かかる規定は、外国語及び/又は英語版が存在する前にインドネシア語版の契約が存在する必要があることを示していると解され、覚書及び契約書は（外国語及び/又は英語並びにインドネシア語で構成される）バイリンガル形式で締結するか、インドネシア語版及び外国語若しくは英語版を同時に締結する必要がある。

PR 63は、外国当事者が関与する覚書又は契約では、異なる言語の契約文言間に矛盾がある場合に優先する準拠言語について合意できる旨を明確に規定している。

また、外国法人の現地支店事務所は、法的には外国法人であるため、外国法人の現地支店事務所は外国事業体に該当すると考えられる。

## 国家の公式文書について

PR63第4条は、法律第24号に則り、インドネシア語を国家の公式文書に使用することを義務付けている。PR63は、売買証書（akta jual beli）や協定書（surat perjanjian）などの一定の契約書を含む、国家の公式文書に該当する文書の例示的なリストを示している。公正証書の形式で締結される一定の合意が、国家の公式文書とみなされるかどうかは、明らかではない。国家公式文書の外国語版は、国際的に有効である公式文書の「付随文書」としてのみ作成される。解釈に相違がある場合は、常にインドネシア語版に準拠することとなる。

## 職場環境における公用語

法律第24号の規定に基づき、インドネシア語を政府機関及び民間部門における職場での公式のコミュニケーションに使用することが、PR63の規定により義務付けられている。これには、従業員及び機関との間の書面又は口頭のコミュニケーション、又は電子媒体を通じたコミュニケーションも含まれる。

PR63はさらに、公式のコミュニケーションには、とりわけ、協議、提言、交渉、会合、討論及び通信が含まれることを明記している。これは、公式な会合、交渉、通信などにインドネシア語を使用する必要があることを意味し、外国当事者がいる場合には通訳を使用することができる。

かかる条項が、特に会議や交渉の場合に、日常の業務の中でどのように実施されるかは明らかではない。PR63はまた、公式のコミュニケーションで使用されている言語の解釈に相違がある状況についての詳細なガイダンスを示していない。少なくとも書面による通信に関して考慮されるべき解決策は、インドネシア法人間での通信は全てインドネシア語により行い、外国法人との通信にはバイリンガル形式を用いることである。

## インドネシア

### フランチャイズに関する新規則

2019年9月3日、商業大臣（以下、「MOU」）は、フランチャイズに関する2019年規則第71号（以下、「MOU規則71/2019」）を公布した。MOU規則71/2019は、インドネシアにおいてフランチャイズ事業を行うための要件を、旧規則に比して簡素化したものとなった。政府はインドネシアでのフランチャイズ事業を容易にする意向であり、インドネシアにおけるフランチャイズ事業に影響を与える新規則による重要な変更をまとめる。

#### フランチャイザーへの影響

MOU規則71/2019の公布以前は、フランチャイザー及びフランチャイジーとともに、取扱品の80%以上の国産品の使用義務、小売店舗数の制限、一方当事者による解除の際のクリーンブレイク・レターなど、厳しい要件に従うことが求められていた。フランチャイザーにとって2012年以来障害となっていたこれらの規定は、MOU規則71/2019において削除された。MOU規則71/2019は、インドネシアでフランチャイズ事業を行うフランチャイザーにとって実務上大きなプラスの影響を与えるものであり、他の規制対象となっている業種を除いて、フランチャイズがより積極的に活用されることが期待される。

#### MOU規則71/2019の概要

MOU規則71/2019は、2019年9月4日に発効し、フランチャイズに関する2012年から2014年までに定められた従前の規則、すなわち、MOU規則No.57/M-DAG/PER/9/2014によって改正されたMOU規則No.53/M-DAG/PER/8/2012、MOU規則No.68/M-DAG/PER/10/2012、MOU規則No.07/M-DAG/PER/2/2013、及びMOU規則No.60/M-DAG/PER/9/2013（以下、「旧規則」）を失効させ、旧規則に代わるものである。

##### 1. グループ内でのフランチャイズ

旧規則では、フランチャイザーがフランチャイザーと直接又は間接的に支配・従属関係にあるフランチャイジーを指定することを認めていなかったが、MOU規則71/2019ではかかる制限は存しない。インドネシアで子会社を通じて事業展開している企業にとっては、関連会社をフランチャイジーとして指定することができるようになったと解されるため、インドネシアでの事業にフランチャイズ形式を用いることが可能となった。また、フランチャイザーは、フランチャイジーを支配するのに、フランチャイズ契約及びその他の契約によらず、株式保有を通じて支配することが可能となった。

##### 2. 国産品使用義務の撤廃

旧規則は、すべてのフランチャイズにおいて、取扱品の80%以上において国産品を使用する義務を課していた。しかしながら、MOU規則71/2019は、国産品がフランチャイザーの要求する品質基準を満たす限りにおいてのみ、それらの使用を奨励しているにとどまる。もっとも、国産品の「奨励」がどのように実施されるかは、未だ明らかになっていない。

##### 3. 小売店舗数の制限の削除

旧規則は小売店及びレストランの店舗数の制限を規定していたが、MOU規則71/2019はこの制限を規定していない。フランチャイジーは、サブフランチャイズを行うことなく、すべての店舗を所有できることとなる。

#### 4. フランチャイズ契約の言語

MOU 規則 71/2019 は、インドネシア語でのフランチャイズ契約の締結を義務付けている。旧規則では、他の言語でフランチャイズ契約を締結することができるものの、宣誓翻訳者によってインドネシア語に翻訳しなければならないとするアプローチとは異なる。

#### 5. クリーンブレイク・レター規定の削除

旧規則においては、フランチャイザーが一方的にフランチャイズ契約を期間満了前に解除する場合には、クリーンブレイク・レターをフランチャイジーから取得しない限り、新たなフランチャイジーを指定することができなかった。MOU 規則 71/2019 は、一方当事者による解除のためクリーンブレイク・レターを作成する義務を規定していない。これは、フランチャイザーがフランチャイズ契約を一方的に解除することができ、フランチャイジーのフランチャイズ登録証明書（以下、「STPW」）が自動的に失効するとの解釈もあり得る。しかしながら、一方当事者による解除手続に関してさらなる言及もなされていないため、フランチャイザーによる一方的解除がどのように実施され、STPW についてどのような手続が必要とされるかは明らかではない。この点については、MOU による明確化を待つ必要がある。

#### 6. 複数のフランチャイジーの指定

MOU 規則 71/2019 は、フランチャイザーが、インドネシア国内において、地域を明確に分離した複数のマスターフランチャイジーを指定することを許容している。これは、マスターフランチャイザーにインドネシアにおけるフランチャイズの方法に多くの選択肢を与えることとなる。

#### 7. フランチャイズ登録証明書（STPW）の有効性

MOU 規則 71/2019 には、フランチャイザー及びフランチャイジーの STPW の有効期間は規定されていない。旧規則では、STPW は 5 年間有効であると規定されていた。MOU 規則 71/2019 は、一定の状況に応じて、フランチャイザー及びフランチャイジー間の STPW の有効性を区別している。

#### 8. OSS システム

MOU 規則 71/2019 は、昨年政府によって導入されたオンライン・シングル・サブミッションシステム（以下、「OSS システム」）に関する条項を含んでいる。STPW の申請は、OSS システムを通じてのみ実施することができる。しかしながら、MOU 規則 71/2019 は、一方当事者による解除を OSS システムで報告するための手続については、規定しておらず、さらなる明確化が求められる。

#### 9. サポート製品

MOU 規則 71/2019 は、サポート製品の販売を、小売店舗で販売される製品全体の 10% 以下に制限する義務を規定していないことから、小売店舗がサポート製品を無制限に販売することができると考えられる。

[最初のページに戻る](#)



## タイ

### 2019 年税務アップデート - 国際ビジネスセンター (International Business Center、以下、「IBC」) 制度と移 転価格税制改正、2020 年の展望

タイでは、従前の税制優遇制度である地域統括本部 (Regional Operating Headquarters、以下、「ROH」) 制度、国際地域統括本部 (International Headquarters、以下、「IHQ」) 制度、国際貿易センター (International Trading Center、以下、「ITC」) 制度が改組又は廃止され、IBC 制度と呼ばれる新制度が導入された。また、2019 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度につき新しい移転価格税制に関する法令が適用される。本稿では、これらの 2019 年中の重要な改正である IBC 制度の導入及び移転価格税制改正について解説するとともに、2020 年の見通しを概観する。

#### IBC 制度

2017 年にタイは、「税源浸食と利益移転」(以下、「BEPS」) の包括的枠組みに参加し、有害税制への対抗に関する BEPS 行動計画 5 を含む 4 つのミニマムスタンダードの BEPS 基準を実施することにコミットした。これに基づき、タイでは 2018 年 12 月 28 日に IBC 制度が導入される一方で、ROH 制度は、ROH1 制度と ROH2 制度に改組され、IHQ 制度と ITC 制度は、2019 年 6 月 1 日をもち廃止された。

##### 1. IBC 活動の範囲

IBC とは、タイの法律に基づき設立された、関連者企業に対してマネジメント業務、技術提供業務、サポート業務又は財務管理業務を提供するために設立される法人又は ITC の運営を行う法人と定義されている。

##### 2. IBC 制度の認定要件

IBC 制度に基づく税制優遇措置を受けるためには、申請企業は申請書、事業計画書、タイ国内及び国外の関連者企業のリスト、駐在員のリスト及び従業員のリストを提出する必要がある。

また、歳入局が規定した以下の認定要件を充足することが求められている。

- ① 各事業年度の末日における払込資本の額が、1,000 万 THB 以上であること
- ② IBC の業務に必要な知識とスキルを有する従業員が 10 名以上であること (IBC が財務管理業務のみに従事している場合は 5 名)
- ③ タイ国内の受領者に対して支払われる IBC 事業にかかる支出 (「IBC 支出」) が、各事業年度において 6000 万 THB 以上であること (IBC への移行を希望する既存の ROH1 については、この要件は求められない。IBC への移行を希望する既存の ROH2 及び IHQ は、IBC 支出が、1500 万 THB 以上でなければならない)
- ④ IBC は、関連者企業に対し、マネジメント業務、技術提供業務、サポート業務又は財務管理業務を提供しなければならない。
- ⑤ その他、歳入局通達 (No.13) で規定されている要件

##### 3. IBC に付与される税制上の優遇

歳入局による認可後、申請者には以後 15 事業年度にわたり以下の税務上の優遇が与えられる。



- ① IBC 事業から生み出される収入に対する法人所得税率（通常 20%）の引き下げ（IBC 支出に応じ、6,000 万 THB 以上、3 億 THB 以上、6 億 THB 以上の場合、それぞれ 8%、5%、3%）。
- ② 国内外の関連者企業から IBC が受け取った配当に対する法人所得税の免除
- ③ 関連者企業に対する財務管理業務にかかる所得に対する特定事業税（Specific Business Tax）の免除
- ④ タイで事業を営んでいない外国法人に対する、IBC からの特定の支払い（免税所得から支払われる配当等）にかかる源泉税の免除
- ⑤ IBC から、無期雇用の海外からの駐在員に支払われる所得についての、個人所得税率の引き下げ（15%）

### 移転価格税制改正

2019 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から、新しい移転価格税制法が適用される。歳入局は、これに基づき移転価格調整（即ち一次的、対応的調整、二次的調整）を行うこととなる。歳入局は、企業の関連当事者との取引が独立企業間価格に基づかないものと認定する場合に、取引に関連する所得を調整し、加算税等を含む税金を追徴する権限を有する。移転価格調整の結果、所得が減少することとなった納税者は、移転価格調整の通知を受領した日から 60 日以内又は法人所得税の申告期限から 3 年以内に、還付申請を行うことができる。

「関連当事者」は、次のように定義される：

- ① 一方の法人が、直接又は間接に、他の法人の総株式の 50%以上を保有する関係にある法人
- ② 同一の株主によって総株式の 50%以上を直接又は間接に保有される関係にある法人
- ③ 一方の法人が、資本、経営又はコントロールを通じて支配従属関係にある法人

年間売上高が 2 億 THB を超える納税者は、法人所得税申告書を提出する時点で、関連当事者との取引関係が事業年度全体を通して継続して存在するかどうかに関わらず、事業年度を通じての関連当事者との取引金額を開示する所定の様式（以下、「年次開示様式」）を作成し、提出することが求められる。予想される売上高が 20 億 THB 以上の納税者は、歳入局から要求があった場合、移転価格文書（即ちマスターファイルとローカルファイル）を作成し、提出しなければならない。

移転価格文書は、要請があった場合は 60 日以内（最初の要請であった場合は 180 日以内）に提出しなければならない。年次開示様式又は移転価格文書を期日までに提出しなかった場合、又は誤った若しくは不完全な情報を提出した場合、20 万 THB 以下の罰金を科されることがある。

ここ最近で、2 つの草案が閣議で承認された。一つは、関連当事者と取引を行っている法人又はパートナーシップに係る所得の計算に関するものであり、もう一つは、歳入法第 71 条の適用を受けない法人又はパートナーシップに関するものである。これらの草案は、関連当事者取引の調査の基準及び年次開示様式の作成・提出義務の適用除外に関するものである。

新しい移転価格税制法は、既に施行されており、納税者は、自社グループの移転価格のフレームワークを再検討し、移転価格の開示及び文書化の要請に

従いつつ、関連当事者との取引が独立企業原則に適合していることを確認する必要がある。移転価格文書は、事務負担、それにかかるコストはかかるものの、移転価格調査において自社の移転価格が妥当なものであったことを示し、歳入局との交渉を支援するための重要なツールであり、移転価格調整に伴う多額の追徴課税を受けるリスクを軽減することができることに留意する必要がある。

## 2020年の展望

政府の政策である「Thailand 4.0」の一環として、歳入局は、政府の業務を全面的に改善するために、デジタル技術を適用する過程にあり、その開発を目指している。これには、電子登録システム、タイ商務省との財務諸表データベースの同期化、電子申告・電子納税の促進、電子タックスインボイス等の活用が含まれる。歳入局は、Open APIによる情報のやり取りの標準化を進めており、これにより書類提出の負担が軽減されることが見込まれる。また、ブロックチェーン技術の活用も視野に入れている。これにあわせて、税制も国際的な水準まで引き上げることが掲げられている。

歳入局長は、これらは、納税者に利便性の高い税務サービスを提供する一方で、適切な納税者をターゲットとし徴税を執行することを企図している旨述べている。デジタル技術は、税務サービスの向上のみならず、徴税の強化、課税ベースの拡大のためにも用いられ、納税者に大きな影響を与えることに留意する必要がある。新財務大臣の発言に基づくと、今後は、電子商取引税とエネルギー税が新たに導入されることが見込まれている。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 豪州

### オーストラリア

#### 2019年オーストラリア税務の最新動向

上記タイと同様に、オーストラリア税務に係る近時の改正項目について以下にその概要を取り上げる。

#### デジタル・サービス税に係る政府方針

オーストラリア政府は、経済の電子化から生じる課税上の課題に対処するための包摂的枠組に関し G20 及び OECD の一加盟国として取り組んでいる。オーストラリアは国際的なコンセンサスに基づく解決策の重要性を認識しており、暫定的な解決策としてデジタルサービス税を追求しないと発表している。

世界中でデジタルサービス税の提案が増加していることを踏まえ、オーストラリア財務省は 2018 年 10 月に「デジタル経済とオーストラリアの法人税制度」に関するディスカッションペーパーを公表し、経済の電子化が示す課題に対応して暫定的なアプローチを導入すべきかどうかについて意見を求めた。オーストラリア財務省は、「オーストラリアの暫定措置が、イノベーションや競争の抑制、新興企業や利益率の低い事業への悪影響、二重課税の可能性など、オーストラリアの幅広い事業者や消費者に与える潜在的な影響について、多くの利害関係者から大きな懸念が提起された」と指摘している。こうしたフィードバックや OECD における最近の国際的な動向を踏まえ、オーストラリア政府は、多国間での OECD のプロセスへの関与に注力し、デジタルサービス税という形で暫定的な措置をとることはしないと 2019 年 3 月に発表している。オーストラリア政府は、国際的なコンセンサスに基づくアプ

ローチを検討するべく、2020年を期限とするOECD最終報告書の提出を待つことになる。

### 無形資産に関する活動や支払いに係る誤った特徴づけに対する納税者向け通達（2018/2）

2018年11月20日、オーストラリア税務当局（以下、「ATO」）は無形資産に関する活動又は支払いに係る不適切な特徴づけ、特に、ロイヤルティの不適切な特徴づけに関する納税者向け通達（Taxpayer Alert）2018/2を公表した。

ATOのプレスリリースでは、「ATOは、多国籍企業がサプライチェーンにおける製品の不適切な価格設定や無形資産の不正確な特徴付けを行うことに対する懸念を有しており、最終的にオーストラリアにおける利益の過小申告に繋がっている」と指摘している。本通達では、関連者間取引の適切な性格付けは、移転価格分析を行う上で重要なステップであることを強調している。

ATOは、ロイヤルティ要素が商品やサービスの価格に組み込まれる多くの取り決めがあることに注意を払っている。これには無形資産に対価を配分せず、すべての対価を有形資産又はサービスに配分する取決め等が含まれる。

特に、関連当事者取引については、ATOは、次の点について懸念している。

- ・ オーストラリア企業体によって控除される金額が、オーストラリア移転価格条項の要件を満たしているかどうか
- ・ オーストラリア企業体が果たす機能、使用される資産及び負担するリスクに応じて、独立企業原則に従った適切な補償がなされているかどうか

ATOは、この分野での法令順守を強化することを示している。これには、この種の取り決めの結果として、オーストラリアにおいて使用料に係る源泉税の不遵守の可能性、源泉税が支払われない結果として海外企業が享受する移転価格上の便益が含まれ、当該取り決めによって事業体が税務上の便益を得ることができる判断した場合には、ATOは租税回避防止規定を適用することができる。

ただし本通達は、無形資産の付随的な使用を伴う取決めには適用されない。例えば、ATOは、製品の再販売において、商品及び関連するパッケージにブランド名を付随的に使用する再販売業者には本通達の適用はない。

### 輸入再販売取引に係る利益マージンに関するATOガイドライン（PCG2019/1）

2019年3月13日、ATOは、輸入再販売取引に係る利益マージンに関する実務コンプライアンスガイドライン（PCG2019/1）を公表した。本ガイドラインにおいて、オーストラリアの輸入再販売事業に関連する移転価格リスクを納税者が検討するためのリスク評価のフレームワークを提供している。本フレームワークでは、ATOは、製薬・ライフサイエンス、情報通信・技術（ICT）、自動車など、数多くの業界で営業する再販売業者に期待される利益率について見解を示している。また、本ガイドラインでは上記以外の分野の再販売業者を対象とした「一般販売業者」分類も提供している。

本ガイドラインでは、EBITマージンに基づく利益指標（Profit Marker）が設定されている。納税者は、自社の輸入販売取引に係る利益率がどの程度の税務リスクを有するかについて3分類（低リスク、中リスク、高リスク）から検討・評価することができる。

ATOは、納税者に対し、リスク分類の枠組みに沿って、コンプライアンス・リスクを見直したかどうか、及び納税者が属すると考えるゾーンについて、書面で確認するよう要請することができる。

納税者は、この新しい指針に照らして、どのようにオーストラリアの移転価格上のリスクを管理するかについて明確な戦略を持つ必要がある。本PCGでは、納税者は、将来の事前確認について議論するためにATOに問い合わせを行う権利を有しているが、高リスクゾーン（すなわち低いEBITマージン）を維持する納税者は、ATOとの事前確認の条件について合意に達することは難しいかもしれないと指摘している。

この点に関し、ATOは、高リスクゾーンに位置する一部の納税者は、本PCGの結果として、低リスクゾーンへの変更を望むかもしれないと指摘し、納税者が自発的な開示を行い、過去の価格及び将来の価格を適切な移転価格の結果に修正する場合には、ATOは、過少申告に係るペナルティー及び関連する利息を軽減する可能性を示唆している。この軽減を受けるためには、2020年3月13日までに自発的な開示が行われなければならない。

納税者は直ちにATOにリスク分類を報告することが義務付けられていないとしても、自らの潜在的な移転価格リスクの分類を理解し、ATOがこのPCGを通して自らの移転価格の取り決めをどのように見るかを理解することが賢明であろう。

### **BEPS 措置防止条約（MLI）の寄託及び発効**

オーストラリア政府は、2017年6月7日にMLIに署名し、2018年8月24日にRoyal Assentを受けた財務省法改正法案が承認された。その後、オーストラリアは、批准書を2018年9月26日にOECD事務総長に寄託し、オーストラリア向けのMLIは2019年1月1日に発効された。

### **ハイブリッド・ミスマッチ規則の実施**

オーストラリアでは、ハイブリッド・ミスマッチ規則が2018年10月1日に発効されている。オーストラリアでは、OECDにより勧告されたハイブリッド・ミスマッチ規則より射程を広く捉えており、より広範な取り決めを対象としている点に注意が必要である。

他国のOECD勧告に基づくハイブリッド・ミスマッチと同様に、同一の金融商品や事業体に対する複数国間における税務上の取扱いの差異を防止するための規則である。具体的には、ミスマッチが生じる控除を取り消すか、課税所得に加算することによって、他国とのミスマッチが解消される。オーストラリアの規則では、ミスマッチの対象は複合的な事業体又は複合的な商品を含む取極に限定されておらず、より広範な取極に適用できる追加的な措置が含まれている点に留意が必要である。

2019年1月以降にハイブリッド・ミスマッチ規則が施行されて以降、ATOは、納税者に対して本規則がどのように運用されるかについてのガイドラインを公表している。2019年7月24日、実務コンプライアンスガイドライン（PCG2019/6）と法令関連ルーリング（LCR2019/3）を公表し、特に「仕組みられた取決め（structured arrangements）」について、ハイブリッド・ミスマッチ規則が適用される可能性のある状況が明確化された。2018年10月25日に公表されたPCG2018/7は、ハイブリッド・ミスマッチ規則に該当するストラクチャーの是正を希望する納税者向けに、リスクの低い再編オプションを提供している。また、2019年4月5日に、法令関連ルーリング（LCR2019/D1）の草案が公表され、同一の支配グループに属する外国企業に対して利払いを行う事業体の控除に関する解釈指針（草案）が提供されている。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 米州

### アメリカ合衆国

#### 米カリフォルニア州、消費者プライバシー法（通称 CCPA）執行規則案を公表

2019年10月10日、米国カリフォルニア州司法長官室は、消費者プライバシー法（通称 California Consumer Privacy Act。以下、「CCPA」）の執行規則案を公表した。また、2019年9月には CCPA の改正案も議決されている。本稿では、CCPA の全体像の紹介と共に、執行規則案の概要について紹介する。

#### CCPA の全体像

CCPA は、2018年6月に法案が成立し、2020年1月1日から施行される予定のカリフォルニア州法である。

#### CCPA における「個人情報」

保護の対象となる個人情報は、特定の消費者又は世帯を識別し、関連し、描写し、結び付けることができ、又は直接的・間接的に合理的に紐づけることのできる情報を意味し、ここでいう消費者（Consumer）とは、カリフォルニア州の住民である自然人を意味するとされている（一般的な意味での「消費者」に限定するものではない。以下では、「消費者」又は「住民」として言及する）。保護の対象となる情報は、氏名等の個人に関する情報に加え、世帯に関する情報もその保護の対象に含まれていることが特徴的である。

#### CCPA の規制の対象となる事業者の要件

CCPA の規制の対象となる事業者は、①カリフォルニア州で事業を行い、自己の株主若しくはその他の所有者の利益又は金銭的便益のために組織又は運営され、個人情報の収集を行う事業者であり、かつ、②(a)年間総売上高（annual gross revenues）が2,500万ドル以上であること、(b)5万人以上のカリフォルニア州民、世帯、又はデバイスの個人情報を処理していること、(c)カリフォルニア州民の情報の販売で年間売上（annual revenues）の50%以上を得ていることの(a)から(c)のうち一つを満たす事業者とされており、カリフォルニア州内に事業拠点があるかどうかに関わらず、適用の可能性がある。日本に拠点を有する企業においても、カリフォルニア州に事業拠点を輪していたり、事業活動が行われている場合は、その適用の有無をまずは検討する必要がある。

#### CCPA により定められる権利・消費者の保護

CCPA は、新たな権利として、事業者が保有する自己の個人情報及び当該個人情報がどのように処理されるかを知る権利、事業者が過去12ヶ月以内に収集した住民の個人情報についてコピーを受け取る権利、個人情報を収集・売却しないよう要求（オプトアウト）する権利、個人情報の削除を要求する権利、CCPA に基づく権利の行使により差別されない権利等を住民に対して付与している。さらに、事業者に対しては、これらの権利に関連して、個人情報の取得時又はそれ以前に、個人情報を取得する旨の通知、オプトアウトする方法の通知、個人情報の保持又は販売の代償として事業者が提供する金銭的報償についての通知など、住民に対して通知を送付する義務を課し、プライバシーポリシーの毎年の更新を要求している。

また、13歳未満の児童の個人情報については、親権者の積極的な同意無しに販売することが禁じられ、13歳以上16歳未満の児童については、児童自身の積極的な同意が無ければ販売することができないと定めている。

このように、CCPAに基づく上記のような権利が付与されているため、CCPAの適用を受ける企業はそれに対応する体制を整備する必要がある。

## CCPAの位置付け

アメリカにおいては、これまで個人情報保護・プライバシーに関する統一的な基本法が連邦法においても州法においてなく、連邦法においては業種ごとに（例えば金融業）、あるいはデータの種類ごとに（例えば医療情報）規制が存在しており、また多くの州が関連する独自の州法を有している。また、仮に情報漏洩や個人情報の不正な利用などが発生した場合は、不正な商慣習、一般不法行為法などが損害賠償請求の根拠ともなる。そのような法体系の下、カリフォルニア州においては、他州に先駆け、このような基本法の制定がなされたことには大きなインパクトがある。

## CCPA 執行規則案の概要

CCPA 執行規則案では、CCPA で定められた事項の詳細に関する事項や新たな要件等が定められている。CCPA に適用するための実務上の指針となるものであり、以下のようにかなり具体的な記載がされている。もっとも、執行規則案はいまだ草案であり、2019年12月6日までのパブリックコメント期間を経て変更される可能性がある。ただし、以下では現在の草案に基づき概要を紹介する。

## プライバシー通知に関して

上記で述べた住民に対するプライバシー通知に関しては、一般的な住民に対して理解可能且つ読みやすい平易な表現で、小さな画面でも読むことのできるフォーマットを使用すること等が定められている。また、個人情報の取得に関する通知については、当該個人にわかりやすい方法で収集の対象となる個人情報の区分を知らせること、及び事業者は通知において伝達した区分の個人情報のみ使用することが出来るとされており、一方で、住民から直接個人情報を収集していない場合には、情報の取得時に当該個人に通知を行う必要はないとされている（ただし、個人情報を売却する場合には、その旨を当該個人に直接通知し、オプトアウトする権利があることを知らせる必要がある）。オプトアウトに関する通知については、個人情報を販売する事業者にのみ求められ、通知においては、オプトアウトの権利に関する説明、オプトアウトの要求が可能となるウェブフォームの設置、個人情報の収集・売却を事業者委ねる（オプトイン）方法や同意の撤回の方法を説明することが求められている。

## CCPAに基づく本人からの請求について

執行規則案は、CCPAにより新たに住民に付与される権利について、これらの権利に対応する第一義的な責任は事業者であり、サービス提供者（サービス提供のみ事業者より委託を受けたものなど）ではないことを明確にしている。また、執行規則案では、住民による CCPA に基づく請求に関して、利用可能な手段の設置や内容、応答までの期間、請求者の本人確認方法について定めている。

住民からの情報開示の請求に対しては、事業者は住民からの要求に対して 10 日間以内に受領確認を行い、原則として 45 日間以内に応答をしなければならないとされている。また、その際に事業者はセキュリティリスクについて留意する必要があるとあり、社会保障番号、政府発行の ID 番号、パスワードと秘密の質問及び答えといったセンシティブ情報については、開示することが禁じられている。応答の内容としては、開示請求者に対してどのように個人情報が処理されているかを当該開示請求者個人向けに説明するものでなければならず、開示を拒否する場合には、拒否についての説明を行わなければならない。

個人情報の削除請求についても、受領と確認の2段階の対応をとる必要がある。事業者は、10日間以内の受領確認及び原則として45日間以内の応答が義務付けられている。事業者は、個人情報の削除請求に対して、当該個人情報を永久に消去するか、個人を識別不可能な状態とする等の対応が求められる。削除要求について法定の例外事項に基づき請求を拒否する場合には、その根拠を説明し、例外の対象となる事項以外の情報については削除し、また削除を行わない残りの情報についても例外が認められた限度を超えて使用してはならないとされている。削除請求者の本人確認が行えない場合は、削除請求は個人情報の販売についてオプトアウトを求めるものとして対応する必要がある。

オプトアウトを求める権利については、オンライン上で個人情報の収集を行う事業者は、個人情報の販売についてオプトアウトを望む住民の選択を伝達するブラウザログインやプライバシー設定等、ユーザーが実行可能なプライバシー管理について、正当なオプトアウトの要望として取り扱わなければならない。事業者は、オプトアウトの要求に対して実現可能な限り迅速に、遅くとも受領から15日以内に応答する義務があり、90日間以内に、事業者が当該請求者の個人情報を販売した全ての第三者に対して、今後当該個人情報をさらに転売しないよう伝達し、当該個人に対しては販売先に対してそのような手続を行ったことを説明しなければならないとされている。

本人確認方法については、請求者の本人確認をどのようにして行うべきかのいくつかの原則が示されている。一例として、当該個人情報がセンシティブであるほど、本人確認の手続は厳格になされるべきであるとされている。当該請求の求める内容として、処理された個人情報の該当する区分を知りたいという請求であるか、特定の情報そのものを求める請求かにより厳格さが異なり、前者については「合理的に確かな程度に」("reasonable degree of certainty")、後者については「高度に確実と言える程度に」("high degree of certainty") 本人確認をする必要があるとされている。もっとも、どのように實際上運営されるべきかについては、現状では明確に記載されていない。

なお、本節冒頭で述べた通り、現状では執行規則案は草案であり、2019年12月6日までのパブリックコメント期間を経て、変更される可能性がある。引き続き、執行規則案に関する動きを注視していく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 5. 欧州

### オランダ

#### スタートアップ企業に対するビザ発給要件及び賃金税の緩和

スタートアップ企業誘致のため、特別なビザ発給要件や賃金税 (Wage Tax) 等の優遇措置が導入されることになった。以下では、新たな優遇措置の概要について紹介する。

#### 総論

オランダ進出を検討するスタートアップ企業は恒常的に多く存在するものの、オランダで事業を行う上で大きな障害の一つになってきたのがビザ発行に関する問題であった。とりわけ、非EU国籍の者にとっては、ビザ発給に関する要件が厳しく、オランダで事業をセットアップする上で高いハードルとなっていた。実務上よく利用されるビザ発給要件としては、いわゆる Knowledge Migrant 制度 (ハイスキル人材の誘致のため緩和された要件にてビザ発給が認められる) が挙げられるが、従業員に対する給料水準を引き上げることが困難なスタートアップ企業にとっては当該制度を利用することが困難という事情があった。オランダ政府としては上記のような事情を踏まえ、



スタートアップ企業誘致の目的から緩和されたビザ発行要件の適用を含む新たなパイロットプログラムの導入を決定した。

### 優遇パッケージの内容と認定条件

以下の要件を満たす場合に、パイロットプログラムに基づく優遇措置が適用される。

- ① 対象となるスタートアップ企業の従業員は最大 15 名までであり、うち非 EU 圏国籍の者は 5 名までであること
- ② 対象スタートアップ企業の財務状態が、Knowledge Migrant 制度上のハイスキル人材に対する給与水準を満たすことができない状況にあること
- ③ 給与基準額としては月額 2,364 ユーロを超えない額であること（なお、当該基準額は毎年調整される）
- ④ 非 EU 圏国籍の者が当該スタートアップ企業における株式・持分投資に関与していること（ストックオプション等。議決権を有するか否かは問わない）

なお、Knowledge Migrant 制度において要求されているような学歴要件は求められていない。

### パイロットプログラムの実施期間及び運用

パイロットプログラムは 2020 年夏から開始予定となっており、3 年間は継続して実施される。具体的な運用については毎年見直される。3 年間のパイロット運用の後、その成果次第では正式な制度として法制化される可能性がある。

### エクイティ・インセンティブの付与に伴う賃金税特例

今回のパイロットはオランダ政府肝煎りの制度であり、スタートアップ企業や、成長期にある企業（scale-up companies）にとって魅力的な環境を整備し、当該企業を積極的に誘致することが目的とされている。興味深い点としては、上記のとおり、非 EU 圏国籍の者については、対象企業との間で資本関係を有することが求められている点である。本パイロットプログラムに基づくエクイティ・インセンティブの付与時の減税措置については、近年のオランダ賃金税法改正と密接な関連性を有しており、いずれもスタートアップ企業の誘致を目的にしたものである。以下では関連する法改正の概要を簡単に述べる。

2018 年 1 月 1 日：イノベティブ・スタートアップというカテゴリに属する企業の従業員によるストックオプションの行使に伴って生じる課税所得について、一定の条件を満たす場合に、そのうち 75%のみをオランダ賃金税の対象とする新法の発効（但し 50,000 ユーロが適用上限額となっており、つまり免税額上限は最大 12,500 ユーロとなる）。

2019 年 5 月 27 日：スタートアップ企業及び成長期にある企業の従業員に対する給与支給の在り方を柔軟化し、ストックオプションの付与をより促進するための措置をオランダ財務政務次官が発表。従前のルールでは、ストックオプションについては行使時課税が原則となっており、行使時に多額の課税がなされても、当該時点では行使者は納税資金を有しないことが多く、当該行使時課税の原則が足かせとなってストックオプション付与による給与支給方式は敬遠される傾向にあった。当該問題に対処するため、当該行使時課税の原則を緩和し、ストックオプションを行使して取得した株式を譲渡した時点まで課税を繰り延べるルールに改めることが検討され、次年度の税制改正案に盛り込むことが予定されている。

## 小括

上記のとおり、今回の優遇措置は、他の優遇措置を含めたオランダ政府が主導してスタートアップ企業を誘致しようとする取り組みの一環として位置づけられるものである。EMEA 地域に進出することを考えている企業にとってオランダは常に人気の高い国であり、今回の優遇措置はオランダ進出を検討しているスタートアップ企業にとって魅力的なパッケージとなり得ると考えられる。

[最初のページに戻る](#)